

令和5年5月10日

保護者 様

三郷市立瑞穂中学校
校長 内山 留美子

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の対応について

新緑の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、報道等でご存知のとおり、新型コロナウイルス感染症が5月8日に感染症法上の5類感染症に移行されたことに伴い、学校安全法施行規則の一部改正が行われました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、下記のとおりとしますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

○基本的な感染症対策へのお願い

5月8日以降5類に移行はしましたが、コロナウイルス自体がなくなったわけではありません。引き続き体調管理と適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットといった感染予防をお願いします。

○新型コロナウイルス感染症の扱いについて

5類に移行したことにより、今までのインフルエンザの対応と同様になり、感染が判明した場合は、出席停止の扱いになります。

2 マスクの着用について

学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本としています。

3 生徒本人が新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合について

○出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。ただし、無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

○出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお願いします。

4 今までの濃厚接触者の扱いについて

○5月8日以降は濃厚接触者という扱いはなくなりました。家族等が感染していても、生徒本人が健康な状態である場合は登校ができます。

○生徒本人が発熱や咽頭痛や咳等の普段と異なる症状がある場合は、登校を控え、医療機関の受診をお願いします。(感染が確認された場合、出席停止扱いになります)

5 『家庭健康観察カード』について

○5月8日以降は提出の必要はありません。引き続き家庭での健康観察をお願いします。発熱や咽頭痛や咳等の普段と異なる症状がある場合は、登校を控え、医療機関の受診をお願いします。

○3年生については、5月下旬に修学旅行を予定しているため、5月末日まで継続します。

瑞穂中学校 教頭 石川
電話 048-957-3355